

別府市監査委員告示第2号

住民監査請求に基づく審査結果について

平成30年1月9日付けで提出された、地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、その結果を別紙のとおり公表します。

平成30年2月7日

別府市監査委員 惠 良 寧

別府市監査委員 野 口 哲 男

別府市監査委員 高 森 克 史

決 定 書

第 1 請求人

住所 別府市

氏名

第 2 請求年月日

平成 30 年 1 月 9 日

第 3 請求の趣旨（原文のまま）

市長は鉄輪地獄地帯公園の一部を不当な方法で売却し市民に損害を与えた。監査委員は別府市の被った損害を補填するため必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

第 4 請求書の補正

平成 30 年 1 月 23 日に、損害額及び措置内容について、また、土地売却から 1 年を経過し、さらに情報公開請求の開示後 5 か月を経過した正当な理由について、同月 31 日を期限とする補正を求めた。

第 5 監査委員の判断

1 主文

本件請求を却下する。

2 理由

(1) 住民監査請求の請求期限

地方自治法 242 条 2 項は、「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをするができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定している。

(2) 請求人が監査を求める財務会計行為

請求人は、請求の趣旨において、「市長は鉄輪地獄地帯公園の一部を不当な方法で売却し市民に損害を与えた。」としている。この公園の一部(売却時は普通財産)売却が対象となる財務会計行為であり、その契約年月日は平成 28 年 3 月 7 日である。

(3) 請求人の主張する地方自治法242条2項の「正当な理由」

公園の一部(売却時は普通財産)売却契約日は平成28年3月7日であり、請求人の住民監査請求(以下「本件監査請求」という。)は平成30年1月9日であるため当該行為から1年10か月余り経過している。請求人の主張する「正当な理由」は、単に「(情報公開請求の開示である)平成29年8月4日の文書回答で初めて鉄輪地獄地帯公園の一部が売却された事を知ることになりました。」としている。

そのため、平成30年1月23日に1年を経過したさらなる「正当な理由」などの補正を同月31日を期限として求めたが補正書は提出されなかった。

以下、「正当な理由」の有無を検討する。

(4) 「正当な理由」についての最高裁判例

ア 正当な理由及び相当な期間内について、「当該行為が秘密裡にされた場合には、同項(地方自治法242条2項)ただし書にいう『正当な理由』の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的に見て当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。」(最高裁昭和63年4月22日判決)としている。

さらに、最高裁平成14年9月12日判決は、「当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合にも同様であると解すべきである。」としている。

イ 相当な期間内の判断について、平成9年8月19日に情報公開請求により食糧費の支出について開示を受けた事件について、「そのころから約4か月弱の期間が経過した同年12月15日にされた本件監査請求は、前記の相当な期間内にされたものということとはできない。」とするとともに、「支出の件数が多数であることなどによって、前記の相当な期間についての判断が左右されるものではない。」(最高裁平成17

年12月15日判決)としている。

(5) 請求人による情報公開請求

請求人は、平成29年7月24日に鉄輪地獄地帯公園土地売却などについて別府市長あてに情報公開請求を行い、同年8月8日(請求書では8月4日)に開示を受けた。

(6) 結論

請求人の主張する情報公開請求による開示日を起算点とした場合、その起算点は平成29年8月8日となり、本件監査請求まで5か月を超え、上記判例から判断すると本件請求は相当な期間内に行われたということはない。

したがって、本件監査請求に地方自治法242条2項ただし書にいう「正当な理由」があるということはない。

よって、監査委員の合議により、主文のとおり決定する。